

中小企業団体販路開拓補助金交付要綱

(通則)

第1条 中小企業団体販路開拓補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、中小企業団体による展示会等の開催又は展示会等への出展に対し、その経費の一部を補助することにより、中小企業団体構成員の自社商品等の販路開拓及び新規需要の開拓を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 中小企業団体 事業協同組合、商工組合、事業協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会、公益社団法人、福井県知事の認可を受けている一般社団・財団法人その他の団体であって、主として中小企業者によって構成されるものをいう。
- (3) 展示会等 福井県外又は国外における前条の目的を達成するための展示会、見本市等をいう。
- (4) 自社商品等 自ら企画し、若しくは開発した商品、技術若しくはサービス又は自社で取り扱う商品をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に本店を有し、市内で事業を営んでいる中小企業者等10社以上又は2分の1以上で構成されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に参加する者のうち、前回この補助金の交付を受けた事業に参加しなかった者が1社以上参加すること。
- (4) 補助対象事業には、中小企業団体構成員が3社以上参加すること。
- (5) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、中小企業団体が展示会等を開催し、又は展示会等に中小企業団体構成員の自社商品等を出展する事業とする。ただし、次に掲げる事業に該当するものは除く。

- (1) 主たる目的が消費者への即売等であると判断される事業。
- (2) 広く一般公開されていない事業。
- (3) 本市が開催費用等について負担している事業。
- (4) 福井県内で開催される事業。
- (5) その他市長が不相当と認める事業。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第2条の目的を達成するため、補助対象事業を実施す

るために必要な経費であって、別表第1で定める経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の区分、補助の限度額、補助率及び補助期間は別表第2に定めるとおりとする。

（交付の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前までに、中小企業団体販路開拓補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 市町村税の全税目に係る納税証明書

(4) 直近の総会資料又はそれに代わるもの

(5) 構成員名簿又は事業に取り組むものの名簿

(6) 開催又は自社商品等の出展予定の展示会等の内容が分かるパンフレット等

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、中小企業団体販路開拓補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定団体」という。)は、交付決定に係る事業(以下「交付決定事業」という。)の計画を変更しようとするときは、中小企業団体販路開拓補助金計画変更承認申請書(様式第3号)に当該変更を証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合において、その変更の内容を審査し、相当と認めるときは、中小企業団体販路開拓補助金計画変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(事業計画の中止又は廃止)

第9条 交付決定団体は、当該者が実施する交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、中小企業団体販路開拓補助金計画中止(廃止)承認申請書(様式第5号)に当該中止し、又は廃止を証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定団体は、交付決定事業が完了したときは、中小企業団体販路開拓補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績概要書

(2) 収支決算書

(3) 見積書、納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し

(4) 会場の写真

(5) 開催又は自社商品等の出展をした展示会等の開催内容が分かるパンフレット又はそれに代わるもの

(6) 参加者名簿

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日（当該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書が提出された場合は、その内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は補助の限度額のいずれか低い額とするものとする。

3 市長は、補助金の額の確定をしたときは、中小企業団体販路開拓補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、中小企業団体販路開拓補助金交付請求書（様式第8号）を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 3 条 市長は、交付決定の後、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) この要綱の規定に反したとき。
- (5) 補助事業の目的に反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第 1 4 条 交付決定団体は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 交付決定団体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年福井市条例第 3 9 号）の例により延滞金を納付しなければならない。

(報告の徴収)

第 1 5 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業に関し、交付決定団体から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(補助対象事業の経理等)

第 1 6 条 交付決定団体は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかに

した帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助金が交付された日を含む年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する

。

別表第1（第6条関係）

経費	補助対象経費	補助対象外経費の例
会場借料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会場又はブース等に係る会場借料費 	
会場装飾費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会場又はブース等の装飾に係る設営又は撤去に要する経費 ・ 展示会場又はブース等の装飾に係る業務を委託する場合の経費 ・ 光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費 	
梱包運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材、サンプル等の梱包又は運搬に要する経費 	
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃及び高速道路通行料金） <p style="margin-left: 40px;">鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を対象とする。</p> <p style="margin-left: 40px;">船賃は、旅客運賃（</p>	<p>タクシー代、ガソリン代、駐車場代、パスポート取得費、レンタカー代、ガイド代及び宿泊費</p>

	<p>等級を設ける船舶については、下級の運賃に限る。) を対象とする。</p> <p>航空賃は、旅客運賃（エコノミークラス料金に限る。) を対象とする（燃油サーチャージ、航空保険料、出入国税及び空港使用料を含む。）。</p> <p>バス運賃は、公共交通機関の利用のみを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社等へ支払う取扱料金 	
<p>外国語資料作成費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、カタログ、見本帳、名刺等の印刷に係る経費（外国語で作成するものに限る。） ・パンフレット等の作製に係る外国語翻訳に要する経費 	

<p>広告宣伝費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、カタログ等の印刷に係る経費 ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、専用ホームページ等マスコミ広告に係る経費 	<p>自社ホームページの作成及び更新に係る経費</p>
<p>通信費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DM、案内状等の作成又は送付に要する経費 	<p>電話代及びインターネット料金</p>
<p>専門家謝金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会を開催するための指導又は助言を行うデザイナー、コンサルタント等に対する謝金 	<p>常勤の専門家に対する謝金</p>
<p>通訳報酬費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展示会、海外取引に係る交渉等に要する通訳料 	
<p>委託費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会に係る一定の業務をエージェント、企画会社等へ委託する場合に要する経費 	

別表第 2（第 6 条関係）

補助の限度額	45万円
補助率	2分の1
補助期間	交付決定の日から同日が属する年度の末日（当該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）まで ただし、会場借料費については、展示会等の開催日前1年間に限り、交付の申請前に支払ったものについても補助対象経費とする。